

**浜田市業務委託契約における
スライド制度運用事務マニュアル**

浜田市総務部契約管理課

目 次

1	スライド制度の目的	1
2	スライド制度の概要	2
3	スライド制度運用フロー図	3
4	定義	4
5	適用対象契約	5
6	スライド制度対象の明記	6
7	スライド協議の請求	7
8	スライド額の協議開始日	8
9	スライド額の算出	9
10	スライド額の協議	19
11	契約変更	19
12	契約保証、延滞金及び違約金	19
13	その他	20
【 参考 】		22
○浜田市公共工事請負契約約款におけるスライド条項		22
【 別紙 】		24
(別紙 1)	入札にあたっての注意事項	24
(別紙 2)	賃金及び物価の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項第 1 条に係る 特記仕様書	25
(別紙 3)	賃金及び物価の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項	26
(別紙 4)	労働者への適切な賃金水準の確保について	27
(別紙 5)	委託費内訳書	28
【 様式 】		29
(様式 1-1)	賃金及び物価の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項第 1 条第 1 項 の規定による契約金額の変更について（請求）（その 1）	29
(様式 1-1)	賃金及び物価の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項第 1 条第 1 項 の規定による契約金額の変更について（請求）（その 2）	30
(様式 1-2)	賃金及び物価の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項第 1 条第 1 項 の規定による契約金額の変更について（請求）	31
(様式 2)	賃金及び物価の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項第 1 条第 3 項 に規定する基準日及び協議開始の日について（通知）	32
(様式 3-1)	賃金及び物価の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項第 1 条第 3 項 の規定によるスライド額について（協議）	33
(様式 3-2)	賃金及び物価の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項第 1 条第 3 項 の規定によるスライド額について（協議）	34

(様式 4)	賃金及び物価の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項第 1 条第 3 項の 規定によるスライド額について（承諾）	35
(様式 5)	賃金及び物価の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項第 1 条第 3 項の 規定によるスライド額について（通知）	36
制定・改正履歴		37

浜田市が発注する委託契約で、賃金及び物価の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項（以下「スライド条項」という。）を定めた契約において、スライド条項の定めにより、契約金額が変更となる変更契約の取扱いについては、以下のとおりとする。

なお、発注者及び受注者は、当該契約金額の変更に關して相互に十分な協議を行うとともに、賃金水準等の変動により契約金額が増額された場合、受注者は賃金の引き上げや再委託業者との間で既に締結している契約金額の見直しなどについて、適切に対応するものとする。

1 スライド制度の目的

本市発注の複数年にわたる業務委託において、通常合理的な範囲を超える賃金水準等の変動があった場合、この負担を受注者に強いることは、経営リスクや業務履行の質の低下を招くおそれがある。

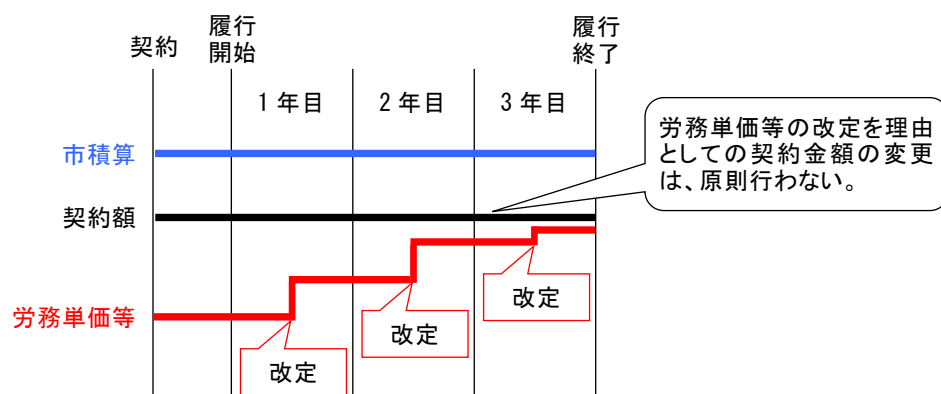
スライド制度導入の主な目的は、業務委託の適切な履行の確保及び安定的、持続的な公共サービスの提供並びに業務に従事する労働者の適正な労働環境を確保することとする。

2 スライド制度の概要

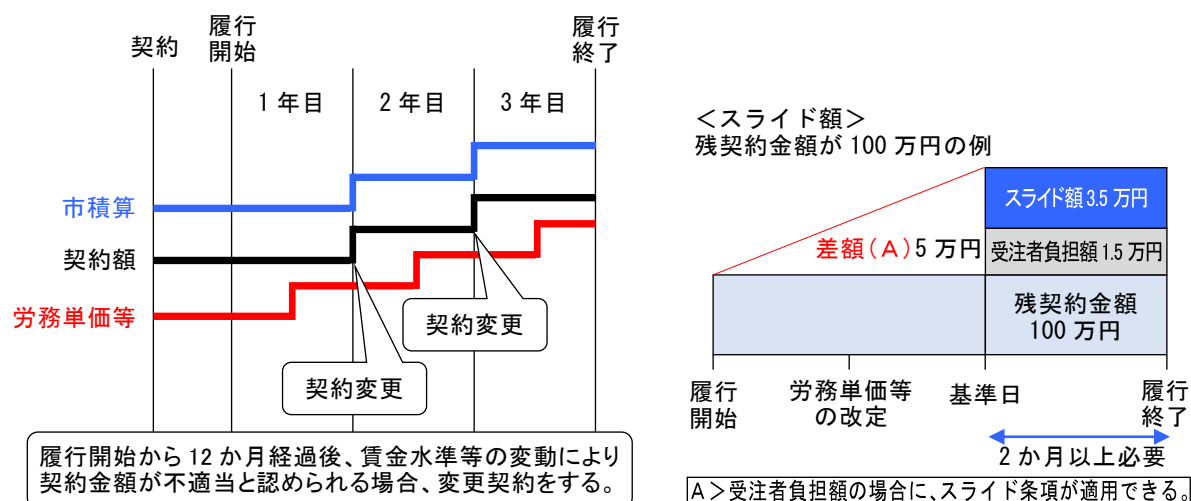
複数年契約は、発注した業務について契約した期間を契約した金額で履行することを前提として契約している。このため、契約期間中の物価変動や賃金変動は当然見込むべきものではあるが、昨今の賃金上昇は著しく、上昇分の想定は困難である。

浜田市の業務委託におけるスライド制度では、複数年にわたる業務委託において、契約時にあらかじめスライド条項を定めておき、履行開始日から 12 か月を経過した後に賃金水準等の変動（労務単価等の改定）により契約金額が不適當となったときに、未履行分の業務について労務単価等を入れ換えて再積算後、受注者負担額を差し引いた金額で変更契約を行うものとする。

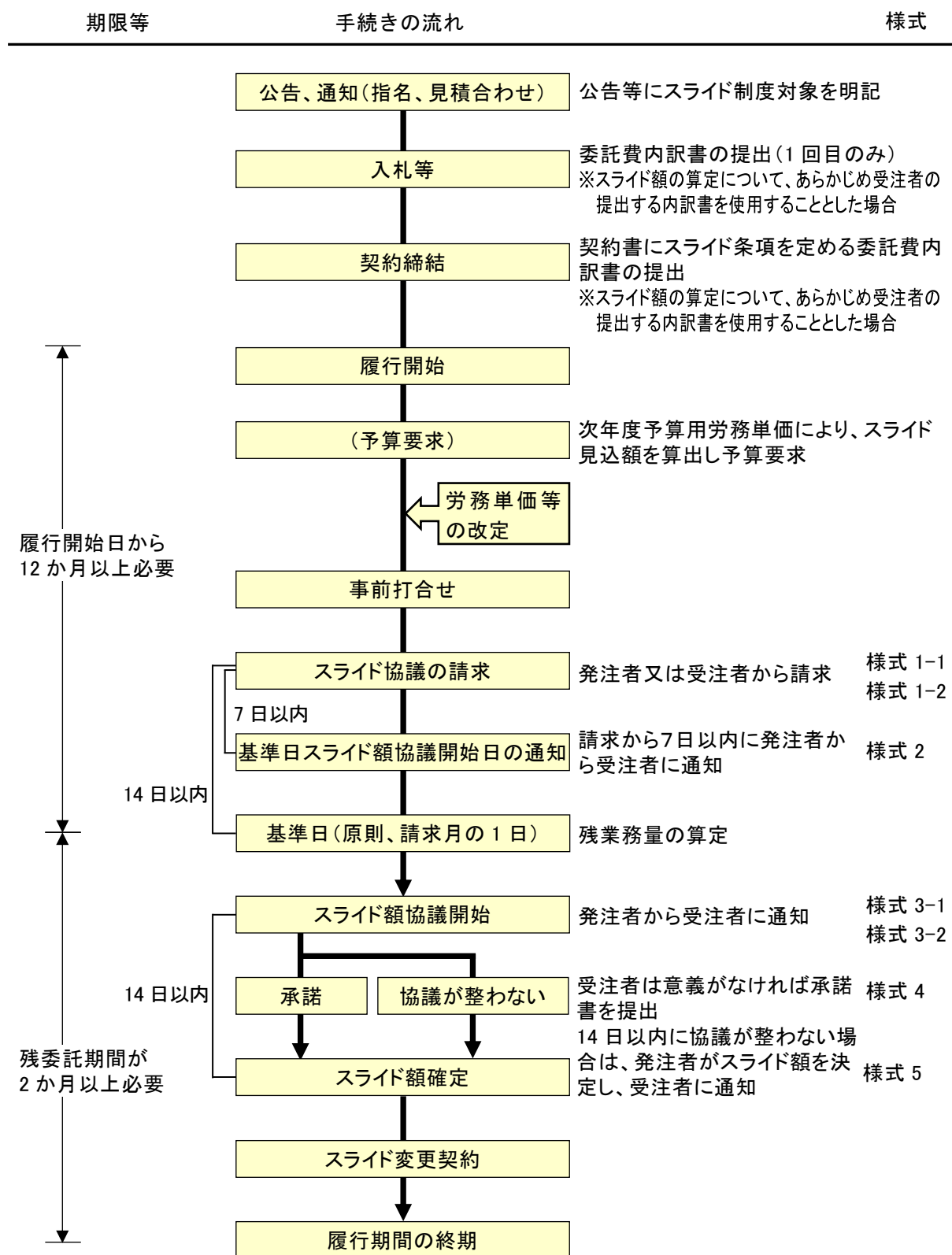
【通常の契約イメージ】



【スライド条項適用のイメージ】



3 スライド制度運用フロー図



4 定義

(1) 請求日

発注者又は受注者がスライド条項による契約金額の変更の協議（以下「スライド協議」という。）を請求した日とする。

(2) 基準日

原則、請求日の属する月の1日（履行開始日が1日でない場合において、履行開始日から請求日の属する月の1日までの期間が12か月に相当する日数を経過していないときは、請求日の属する月の翌月1日）とする。ただし、これにより難しい場合には、請求日から起算して1か月以内で発注者と受注者の協議により定めることができる。

※最低賃金の変動率、物価水準の変動率等を算出する基準となる日。

※「原則、請求日の属する月の1日とする。」とは、対象となる業務委託は一定期間を1サイクルとして業務を繰り返す業務であることから、発注者、受注者双方で残業務量の算定を行うため、請求した月の1日とする。

(3) 残履行期間

基準日以降の履行期間（基準日から履行期間の終期までの期間）とする。

(4) スライド額

スライド条項の定めによる賃金水準、物価水準の変動による契約金額の変更額とする。

5 適用対象契約

複数年（委託期間が 14 か月以上※1）にわたる業務委託契約で、履行の途中において残業務量の確認、計算ができるもの※2のうち、次の業務を対象とする。

なお、長期継続契約、債務負担行為の別は問わないこととする。

ア 浜田市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成 17 年浜田市条例第 71 号）第 3 号に該当する契約

○浜田市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の 3 及び地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 17 の規定に基づき、長期継続契約を締結することができる契約を次のとおり定める。

- (1) 車両、設備、器具その他の物品の賃貸借又は保守に関する契約
- (2) 著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 2 条第 1 項第 10 号の 2 に規定するプログラム又は同項第 10 号の 3 に規定するデータベースの賃貸借又は保守に関する契約
- (3) 施設の清掃、保守点検その他維持管理に関する契約
- (4) 経常的かつ継続的に役務の提供を受ける契約のうち、毎年度当初から役務の提供を受ける必要があるものとして、市長が別に定めるもの

例：庁舎その他の施設の清掃業務

庁舎その他の施設の警備業務

機械設備の運転管理業務 など

イ アと同種の業務の契約で、債務負担行為を設定した契約

ウ ア及びイ以外の業務委託で、市長が必要と認めたアの業務と類似又は同類の業務の委託契約

※1 履行開始日（再度の請求の場合は、前回の基準日）から 12 か月経過後に請求可能となる。この場合において、請求日に該当する基準日時点で 2 か月以上の残履行期間が必要であることに留意する。

※2 スライド適用時点での残業務量が確認できた上で、その残業務量を経費ごとに金額に換算し、残契約額として算出できる必要がある。

6 スライド制度対象の明記

(1) 公告、通知等における明示方法

スライド条項の適用対象となる契約は、入札公告・指名通知・見積依頼等（以下「入札公告等」という。）の際に、次の方法により、入札公告等に対象契約であることを明記するとともに、特記仕様書においてスライド額の算出方法等を明示する。

※入札公告等に対象契約である旨の明示がない場合は、スライド条項の適用対象とはならない。

ア 入札公告等に「本契約は、複数年にわたる業務委託契約におけるスライド条項（賃金水準、物価指数の変動を反映した契約金額の変更）を適用する契約である。」等の文言を記載

イ 入札公告等に、「入札にあたっての注意事項」（別紙 1）を添付

ウ 仕様書に「賃金及び物価の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項第 1 条に係る特記仕様書」（別紙 2。以下「スライド特記仕様書」という。）を添付

※このスライド特記仕様書により、スライド額の算出方法、どのような基準（連動する賃金指標等）で契約変更を行うかを入札（見積）条件として明示する。

(2) 入札（見積合わせを含む。）

ア 入札参加者が入札する際には、スライド特記仕様書に定めるところにより、スライド額の算定について、あらかじめ受注者の提出する内訳書を使用することとした場合は、委託費内訳書（別紙 5）※これは例であり、これに代わる内訳書でも可とする。以下同じ。）を提出させる（1 回目の入札のみとし、再入札では提出不要）こと。

イ 委託費内訳書の提出を求める場合において、委託費内訳書の提出がないとき及び入札金額（見積金額）と委託費内訳書の金額が異なるときは、当該入札は無効となるため注意すること。

(3) 契約締結

ア スライド制度を適用する契約を締結する際には、「賃金及び物価の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項」（別紙 3）を特約条項として契約書に定める。

イ スライド額の算定について、あらかじめ受注者の提出する内訳書を使用することとした場合において、契約締結の際には、委託費内訳書を提出させる。再入札以降で落札決定となった場合は、落札額に応じた内訳書が必要（1 回目で落札決定となった場合には、入札時と同じものであっても提出させる。）。

(4) スライド制度の適用対象外

発注時にスライド制度の対象とせず、スライド条項を定めていない業務委託においては、変更契約でスライド制度の対象とすることはできないことに留意すること。

7 スライド協議の請求

発注者又は受注者からのスライド協議の請求は、履行開始日から12か月（2回目以降は前回スライド基準日から12か月。以下同じ。）経過後からできるものとする。

(1) スライド協議の請求について

ア 受注者からスライド協議の請求を行う場合は、発注者に対し、スライド協議の請求書（様式1-1「賃金及び物価の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項第1条第1項の規定による契約金額の変更について（請求）」）により、提出するものとする。

イ 発注者からスライド協議の請求を行う場合は、受注者に対し、スライド協議の請求書（様式1-2「賃金及び物価の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項第1条第1項の規定による契約金額の変更について（請求）」）により、通知するものとする。

(2) スライド協議の請求にあたっての留意点

ア 賃金水準等の変動によりスライド条項の適用が見込まれる場合には、あらかじめスライド額の算定を行った上で、事前に受注者と情報共有及び意向確認を行い、スライド額の試算等の事務の手続きについて準備を進めておくこと。

イ スライド協議の請求に際しては、事務手続きの期間及び実効性を確保するため、残履行期間が、基準日から2か月以上あることを要件とすること。

ウ スライド協議の請求後、速やかに残業務量の算定が確認できるよう、スライド協議の請求にあたっては、必要な確認資料の添付を求めるものとする。

【例】履行期間：n年4月1日からn+3年4月30日まで（37か月）の場合

①初回スライド協議

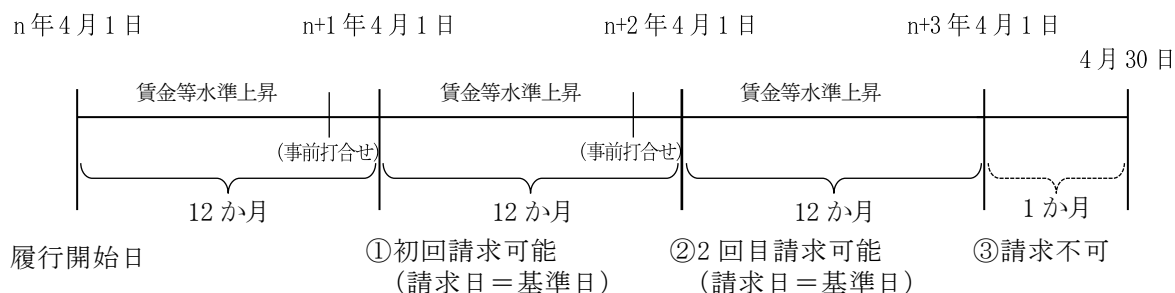
原則としてn+1年4月1日を基準日とし、基準日前月から基準日月までに協議開始する。

②2回目のスライド協議

原則としてn+2年4月1日を基準日とし、基準日前月から基準日月までに協議開始する。

③3回目のスライド協議

n+3年4月1日以降の残りの履行期間が2か月未満であるため、スライド条項を適用することはできない。



8 スライド額の協議開始日

(1) スライド額の協議開始日について

ア 発注者は、受注者の意見を聴いてスライド額の協議開始日を定め、請求日から 7 日以内に受注者に対し、書面（様式 2「賃金及び物価の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項第 1 条第 3 項に規定する基準日及び協議開始の日について（通知）」）により通知する。

イ スライド条項第 5 項においては、発注者が協議開始日を通知しない場合には、受注者が協議開始日を定め通知することができるとしているが、原則として発注者から 7 日以内に通知する。

9 スライド額の算出

(1) スライド額の算定式

スライド額（S）及びスライド算定基礎額（S'）について、次の式により行う。

$$\begin{aligned}\text{スライド額（S）} &= \text{変更後契約代金額} - \text{変更前契約代金額} \\ \text{スライド算定基礎額（S'）} &= P2 - P1 - (\text{残契約代金額} \times 15 / 1,000) \\ \text{変更後契約代金額} &= P1 + S'\end{aligned}$$

この式において、P1 及び P2 は、それぞれ次の額を表すものとする。

P1（変動前委託代金額）

契約代金額から基準日における履行済部分に相応する契約代金額を控除した額

※2 回目以降のスライドによる変更契約においては、「契約代金」を「前回スライドによる変更契約時の P2」と読み替えるものとする。

P2（変動後委託代金額）

基準日時点の賃金及び物価等を基礎として算出した P1 に相当する額

計算の結果、スライド額（S）がプラスとなった場合は増額となり、マイナスとなった場合は減額となる。

ア 発注者が、委託業務に係る費用の積算に労務単価及び物品の単価（以下「労務単価等」という。）を使用した場合、P1 と P2 の算出方法は、次のとおりとする。

$$P1 = \alpha \times Z1 + \text{消費税相当額}$$

$$P2 = \alpha \times Z2 + \text{消費税相当額}$$

α : 落札率（当初契約代金額（税抜）／設計金額（税抜））（小数第 8 位を四捨五入）

Z1 : 発注者の設計金額から基準日における履行済部分に相応する設計金額を控除した額（税抜）

※2 回目以降のスライドによる変更契約においては、「発注者の設計金額」を「前回のスライドによる変更契約時の Z2」と読み替えるものとする。

Z2 : 基準日時点の労務単価等を基礎として算出した Z1 に相当する額（税抜）

イ 発注者が、委託業務に係る費用の積算に労務単価等を使用しない場合、P1 及び P2 の算出方法は、次のとおりとする。

P1 = 受注者が提出する内訳書の額から履行済部分に相応する金額を除いた額（税込）

※2 回目以降のスライドによる変更契約においては、「受注者が提出する内訳

書」を「前回のスライドによる変更契約時のP2の内訳書」と読み替えるものとする。

P2＝次の①から③までを合計した額（税込）

- ①人件費：P1のうち、人件費の額に島根県最低賃金（以下「最低賃金」という。）の変動率を乗じた額
- ②物品費：P1のうち、物品費の額に消費者物価指数 全国（生鮮食品を除く総合）（以下「物価指数」という。）の変動率を乗じた額
- ③諸経費：P1のうち、人件費（②物品費がある場合は、当該物品費を加えた和）に対する諸経費の割合を算出（小数第8位を四捨五入）し、①人件費（②物品費がある場合は、当該物品費を加えた和）にその割合を乗じた額

ウ 発注者が、ア及びイを混在して積算した場合、労務単価等を使用して積算する部分についてはアの方法を、労務単価等を使用せず積算する部分についてはイの方法により、それぞれP1及びP2を算出し、合算する。この場合において、P1及びP2は税抜きで算出する。

(2) スライド額の算定における端数の取扱い

スライド額の算出にあたって生じた小数点以下の取扱いは、次のとおりとする。

- ア 消費税及び地方消費税 : 1円未満の端数については、切捨て
- イ 落札率 : 小数第8位を四捨五入
- ウ 諸経费率 : 小数第8位を四捨五入
- エ アからウまで以外の計算時に生じたもの : 1円未満の端数については、四捨五入

(3) 留意事項

スライド額は、人件費、物品費及びこれらに伴う業務管理費、一般管理費及び諸経費等の変更について行われるものであり、従事者人数の変更等について考慮するものでない。

【計算例】

(1) アの場合（労務単価を使用） ※1 回目スライドによる変更契約

例 長期継続契約 履行期間：n 年 4 月 1 日～n+3 年 3 月 31 日（3 か年）

基準日 ： n+1 年 4 月 1 日

1 年目（n 年 4 月 1 日）

設計金額

人件費	3,100,000 円	（労務単価 15,500 円×200 人）
物品費	31,000 円	人件費×1%
業務管理費	93,930 円	（人件費+物品費）×3%
一般管理費	677,235 円	（人件費+物品費+業務管理費）×21%
計（税抜）	3,902,165 円	
消費税	390,216 円	※物品費・業務管理費・一般管理費の割合は例示です。
合計（税込）	4,292,381 円	当初設計時の割合を使用してください。

業務価格（税抜） 3,000,000 円

契約代金額（税込） 3,300,000 円

落札率 0.7688040 （3,000,000 円÷3,902,165 円=0.76880398…）



2 年目（n+1 年 4 月 1 日）※労務単価が 16,000 円に上昇した場合

変更後設計金額

人件費	3,200,000 円	（労務単価 16,000 円×200 人）
物品費	32,000 円	人件費×1%
業務管理費	96,960 円	（人件費+物品費）×3%
一般管理費	699,082 円	（人件費+物品費+業務管理費）×21%
計（税抜）	4,028,042 円	
消費税	402,804 円	
合計（税込）	4,430,846 円	

【小数点以下の処理】

- ・消費税及び地方消費税相当額
→1 円未満の端数は切捨て
- ・その他
→1 円未満の端数は四捨五入

P 1（2 年目 変動前委託代金額）	3,300,000 円
P 2（2 年目 変動後委託代金額）	3,406,452 円
業者負担分	49,500 円
スライド算定基礎額	56,952 円
変更契約代金	3,356,952 円
スライド額	56,952 円

2 年目 変更後設計金額×落札率+消費税
(4,028,042 円×0.768804+消費税)

2 年目 変更前契約代金額×1.5%
(3,300,000 円×1.5%)

P 2－P 1－事業者負担分
(3,406,452 円－3,300,000 円－49,500 円)

P 1＋スライド算定基礎額
(3,300,000 円+56,952 円)

2 年目 変更後契約代金額－変更前契約代金額
(3,356,952 円－3,300,000 円)

(2) アの場合（労務単価を使用） ※2 回目スライドによる変更契約

例 長期継続契約 履行期間：n 年 4 月 1 日～n+3 年 3 月 31 日（3 か年）

基準日：n+2 年 4 月 1 日

※(1)の 1 回目スライドによる変更契約時の例をそのまま引用

2 年目（n+1 年 4 月 1 日）※労務単価が 16,000 円に上昇した場合

変更後設計金額

人件費	3,200,000 円	（労務単価 16,000 円×200 人）
物品費	32,000 円	人件費×1%
業務管理費	96,960 円	（人件費+物品費）×3%
一般管理費	699,082 円	（人件費+物品費+業務管理費）×21%
計（税抜）	4,028,042 円	
消費税	402,804 円	
合計（税込）	4,430,846 円	

【小数点以下の処理】

- ・消費税及び地方消費税相当額
→1 円未満の端数は切捨て
- ・その他
→1 円未満の端数は四捨五入

P 1（2 年目 変動前委託代金額）	3,300,000 円
P 2（2 年目 変動後委託代金額）	3,406,452 円
業者負担分	49,500 円
スライド算定基礎額	56,952 円
変更契約代金	3,356,952 円
スライド額	56,952 円

2 年目 変更後設計金額×落札率+消費税
(4,028,042 円×0.768804+消費税)

2 年目 変更前契約代金額×1.5%
(3,300,000 円×1.5%)

P 2 - P 1 - 事業者負担分
(3,406,452 円 - 3,300,000 円 - 49,500 円)

P 1 + スライド算定基礎額
(3,300,000 円 + 56,952 円)

2 年目 変更後契約代金額 - 変更前契約代金額
(3,356,952 円 - 3,300,000 円)



3 年目（n+2 年 4 月 1 日）※労務単価が 16,300 円に上昇した場合

変更後設計金額

人件費	3,260,000 円	（労務単価 16,300 円×200 人）
物品費	32,600 円	人件費×1%
業務管理費	98,778 円	（人件費+物品費）×3%
一般管理費	712,189 円	（人件費+物品費+業務管理費）×21%
計（税抜）	4,103,567 円	
消費税	410,356 円	
合計（税込）	4,513,923 円	

【小数点以下の処理】

- ・消費税及び地方消費税相当額
→1 円未満の端数は切捨て
- ・その他
→1 円未満の端数は四捨五入

P 1（3 年目 変動前委託代金額）	3,406,452 円
P 2（3 年目 変動後委託代金額）	3,470,322 円
業者負担分	50,354 円
スライド算定基礎額	13,516 円
変更契約代金	3,419,968 円
スライド額	63,016 円

3 年目 変更後設計金額×落札率+消費税
(4,103,567 円×0.768804+消費税)

3 年目 変更前契約代金額×1.5%
(3,356,952 円×1.5%)

P 2 - P 1 - 事業者負担分
(3,470,322 円 - 3,406,452 円 - 50,354 円)

P 1 + スライド算定基礎額
(3,406,452 円 + 13,516 円)

3 年目 変更後契約代金額 - 変更前契約代金額
(3,419,968 円 - 3,356,952 円)

※再掲 アの場合の流れ（(1)、(2)の流れ）

区分	1 年目（n 年 4 月 1 日） （労務単価 15,000 円）	
	積算額等 (A)	特記事項
設計金額 (ア)		
人件費 (イ)	3,100,000 円	労務単価 15,000 円×200 人
物件費 人件費×1% (ウ)	31,000 円	3,100,000 円×1%
業務管理費 (人件費+物件費)×3% (エ)	93,930 円	3,131,000 円×3%
一般管理費 (人件費+物件費+業務管理費)×21% (オ)	677,235 円	3,224,930 円×21%
計（税抜） (カ)	3,902,165 円	(イ)～(オ)の合計
消費税 (キ)	390,216 円	(カ)×消費税率
合計（税込） (ク)	4,292,381 円	(カ)+(キ)
業務価格（税込） (ケ)	3,000,000 円	落札金額
契約代金額（税込） (コ)	3,300,000 円	(ケ)+(ケ)×消費税率
落札率 (サ)	0.768803984	(ケ)÷(カ)
落札率（小数点以下調整後） (シ)	0.7688040	(サ)の小数第 8 位を四捨五入
P 1（変動前委託代金額） ※税込 ①		
P 2（変動後委託代金額） ※税込 ②		
業者負担分（1.5%） ③		
スライド算定基礎額 ④		
変更契約代金額 ⑤		
スライド額 ⑥		

※スライド額の算定における小数点以下の端数の取扱い

- ア 消費税及び地方消費税 : 1 円未満の端数については、切捨て
- イ 落札率 : 小数第 8 位を四捨五入
- ウ 諸経費率 : 小数第 8 位を四捨五入
- エ アからウまで以外の計算時に生じたもの : 1 円未満の端数については、四捨五入

2 年目 (n+1 年 4 月 1 日) (労務単価 16,000 円に上昇)		3 年目 (n+2 年 4 月 1 日) (労務単価 16,300 円に上昇)	
積算額等 (B)	特記事項	積算額等 (C)	特記事項
3,200,000 円	労務単価 16,000 円×200 人	3,260,000 円	労務単価 16,300 円×200 人
32,000 円	3,200,000 円×1%	32,600 円	3,260,000 円×1%
96,960 円	3,232,000 円×3%	98,778 円	3,292,600 円×3%
699,082 円	3,328,960 円×21%	712,189 円	3,391,378 円×21%
4,028,042 円	(イ)～(オ)の合計	4,103,567 円	(イ)～(オ)の合計
402,804 円	(カ)×消費税率	410,356 円	(カ)×消費税率
4,430,846 円	(カ)+(キ)	4,513,923 円	(カ)+(キ)
3,300,000 円	(A)の(コ)	3,406,452 円	(B)の②
3,406,452 円	(カ)×(A)の(シ)+(カ)×(A)の(シ)×消費税率	3,470,323 円	(カ)×(A)の(シ)+(カ)×(A)の(シ)×消費税率
49,500 円	①×1.5%	50,354 円	(B)の⑤×1.5%
56,952 円	①-②-③	13,517 円	①-②-③
3,356,952 円	①+④	3,419,969 円	①+④
56,952 円	⑤-(A)の(コ)	63,017 円	⑤-(B)の⑤

(3) イの場合（最低賃金を使用） ※1 回目スライドによる変更契約

例 長期継続契約 履行期間：n 年 4 月 1 日～n+3 年 3 月 31 日（3 か年）

基準日 ： n+1 年 4 月 1 日

1 年目（n 年 4 月 1 日）

契約代金額

人件費	3,000,000 円
物品費	200,000 円
業務管理費	100,000 円
一般管理費	50,000 円
計（税抜）	3,350,000 円
消費税	335,000 円
合計（税込）	3,685,000 円

諸経費率の計算は
小数第 8 位を四捨五入

業務管理費率	0.0312500
一般管理費率	0.0151515

業務管理費÷（人件費＋物品費）
 $(100,000 \text{ 円} \div 3,200,000 \text{ 円} = 0.03125000)$
 一般管理費÷（人件費＋物品費＋業務管理費）
 $(50,000 \text{ 円} \div 3,300,000 \text{ 円} = 0.01515151\cdots)$



2 年目（n+1 年 4 月 1 日）※最低賃金が 3%、消費者物価指数が 1%上昇した場合

変動後委託代金額

人件費	3,090,000 円	$(3,000,000 \text{ 円} + (3,000,000 \text{ 円} \times 3\%))$
物品費	202,000 円	$(200,000 \text{ 円} + (200,000 \text{ 円} \times 1\%))$
業務管理費	102,875 円	$((3,090,000 \text{ 円} + 202,000 \text{ 円}) \times 0.0312500)$
一般管理費	51,437 円	$((3,090,000 \text{ 円} + 202,000 \text{ 円} + 102,875 \text{ 円}) \times 0.0151515)$
計（税抜）	3,446,312 円	
消費税	344,631 円	
合計（税込）	3,790,943 円	

【小数点以下の処理】

- ・消費税及び地方消費税相当額→1 円未満の端数は切捨て
- ・その他→1 円未満の端数は四捨五入

業務管理費率	0.0312500
一般管理費率	0.0151514

業務管理費÷（人件費＋物品費）
 $(102,875 \text{ 円} \div 3,292,000 \text{ 円} = 0.03125000\cdots)$
 一般管理費÷（人件費＋物品費＋業務管理費）
 $(51,437 \text{ 円} \div 3,394,875 \text{ 円} = 0.01515136\cdots)$

P 1（2 年目 変動前委託代金額）	3,685,000 円
P 2（2 年目 変動後委託代金額）	3,790,943 円
業者負担分	55,275 円
スライド算定基礎額	50,668 円
変更契約代金	3,735,668 円
スライド額	50,668 円

2 年目 変更前契約代金額×1.5%
 $(3,685,000 \text{ 円} \times 1.5\%)$
 $P 2 - P 1 - \text{事業者負担分}$
 $(3,790,943 \text{ 円} - 3,685,000 \text{ 円} - 55,275 \text{ 円})$
 $P 1 + \text{スライド算定基礎額}$
 $(3,685,000 \text{ 円} + 50,668 \text{ 円})$
 2 年目 変更後契約代金額－変更前契約代金額
 $(3,735,668 \text{ 円} - 3,685,000 \text{ 円})$

(4) イの場合（最低賃金を使用） ※2回目スライドによる変更契約

例 長期継続契約 履行期間：n年4月1日～n+3年3月31日（3か年）

基準日：n+2年4月1日

※(3)の1回目スライドによる変更契約時の例をそのまま引用

2年目（n+1年4月1日）※最低賃金が3%、消費者物価指数が1%上昇した場合

変動後委託代金額

人件費	3,090,000 円	(3,000,000 円 + (3,000,000 円 × 3%))
物品費	202,000 円	(200,000 円 + (200,000 円 × 1%))
業務管理費	102,875 円	((3,090,000 円 + 202,000 円) × 0.0312500)
一般管理費	51,437 円	((3,090,000 円 + 202,000 円 + 102,875 円) × 0.0151515)
計（税抜）	3,446,312 円	
消費税	344,631 円	
合計（税込）	3,790,943 円	

【小数点以下の処理】

- ・消費税及び地方消費税相当額→1円未満の端数は切捨て
- ・その他→1円未満の端数は四捨五入

業務管理费率	0.0312500
一般管理费率	0.0151514

業務管理費 ÷ (人件費 + 物品費)
 $(102,875 \text{ 円} \div 3,292,000 \text{ 円} = 0.03125000\dots)$
 一般管理費 ÷ (人件費 + 物品費 + 業務管理費)
 $(51,437 \text{ 円} \div 3,394,875 \text{ 円} = 0.01515136\dots)$

P 1（2年目 変動前委託代金額）	3,685,000 円
P 2（2年目 変動後委託代金額）	3,790,943 円
業者負担分	55,275 円
スライド算定基礎額	50,668 円
変更契約代金	3,735,668 円
スライド額	50,668 円

2年目 変更前契約代金額 × 1.5%
 $(3,685,000 \text{ 円} \times 1.5\%)$

P 2 - P 1 - 事業者負担分
 $(3,790,943 \text{ 円} - 3,685,000 \text{ 円} - 55,275 \text{ 円})$

P 1 + スライド算定基礎額
 $(3,685,000 \text{ 円} + 50,668 \text{ 円})$

2年目 変更後契約代金額 - 変更前契約代金額
 $(3,735,668 \text{ 円} - 3,685,000 \text{ 円})$

3年目（n+2年4月1日）※最低賃金が2%、消費者物価指数が1%上昇した場合

変動後委託代金額

人件費	3,151,800 円	(3,090,000 円 + (3,090,000 円 × 2%))
物品費	204,020 円	(202,000 円 + (202,000 円 × 1%))
業務管理費	104,869 円	((3,151,800 円 + 204,020 円) × 0.0312500)
一般管理費	52,434 円	((3,151,800 円 + 204,020 円 + 104,869 円) × 0.0151514)
計（税抜）	3,513,123 円	
消費税	351,312 円	
合計（税込）	3,864,435 円	

【小数点以下の処理】

- ・消費税及び地方消費税相当額→1円未満の端数は切捨て
- ・その他→1円未満の端数は四捨五入

P 1（3年目 変動前委託代金額）	3,790,943 円
P 2（3年目 変動後委託代金額）	3,864,435 円
業者負担分	56,035 円
スライド算定基礎額	17,457 円
変更契約代金	3,808,400 円
スライド額	72,732 円

3年目 変更前契約代金額 × 1.5%
 $(3,735,668 \text{ 円} \times 1.5\%)$

P 2 - P 1 - 事業者負担分
 $(3,864,435 \text{ 円} - 3,790,943 \text{ 円} - 56,035 \text{ 円})$

P 1 + スライド算定基礎額
 $(3,790,943 \text{ 円} + 17,457 \text{ 円})$

3年目 変更後契約代金額 - 変更前契約代金額
 $(3,808,400 \text{ 円} - 3,735,668 \text{ 円})$

※再掲 イの場合の流れ (3)、(4)の流れ)

区分	1 年目 (n 年 4 月 1 日) (労務単価 15,500 円)	
	積算額等 (A)	特記事項
契約代金額 (ア)		
人件費 (イ)	3,000,000 円	
物件費 (ウ)	200,000 円	
業務管理費 (エ)	100,000 円	
一般管理費 (オ)	50,000 円	
計 (税抜) (カ)	3,350,000 円	(イ)～(オ)の合計
消費税 (キ)	335,000 円	(カ)×消費税率
合計 (税込) (ク)	3,685,000 円	(カ)+(キ)
業務管理費率 (業務管理費÷(人件費+物品費)) (ケ)	0.0312500	(エ)÷[(イ)+(ウ)]
一般管理費率 (一般管理費÷(人件費+物品費+業務管理費)) (コ)	0.0151515	(オ)÷[(イ)+(ウ)+(エ)]
P 1 (変動前委託代金額) ①		
P 2 (変動後委託代金額) ②		
業者負担分 (1.5%) ③		
スライド算定基礎額 ④		
変更契約代金額 ⑤		
スライド額 ⑥		

※スライド額の算定における小数点以下の端数の取扱い

- ア 消費税及び地方消費税 : 1 円未満の端数については、切捨て
- イ 落札率 : 小数第 8 位を四捨五入
- ウ 諸経費率 : 小数第 8 位を四捨五入
- エ アからウまで以外の計算時に生じたもの : 1 円未満の端数については、四捨五入

2 年目 (n+1 年 4 月 1 日) (最低賃金 3%上昇、消費者物価指数 1%上昇)		3 年目 (n+2 年 4 月 1 日) (最低賃金 2%上昇、消費者物価指数 1%上昇)	
積算額等 (B)	特記事項	積算額等 (C)	特記事項
3,090,000 円	(A) の (イ) $\times 1.03$	3,151,800 円	(B) の (イ) $\times 1.02$
202,000 円	(A) の (ウ) $\times 1.01$	204,020 円	(B) の (ウ) $\times 1.01$
102,875 円	[(イ)+(ウ)] $\times$ (A) の (ケ)	104,869 円	[(イ)+(ウ)] $\times$ (A) の (ケ)
51,437 円	[(イ)+(ウ)+(エ)] $\times$ (A) の (コ)	52,435 円	[(イ)+(ウ)+(エ)] $\times$ (A) の (コ)
3,446,312 円	(イ)～(オ)の合計	3,513,124 円	(イ)～(オ)の合計
344,631 円	(カ) $\times$ 消費税率	351,312 円	(カ) $\times$ 消費税率
3,790,943 円	(カ) + (キ)	3,864,436 円	(カ) + (キ)
3,685,000 円	(A) の (ク)	3,790,943 円	(B) の ②
3,790,943 円	(ク)	3,864,436 円	(ク)
55,275 円	① $\times 1.5\%$	56,035 円	(B) の ⑤ $\times 1.5\%$
50,668 円	② - ① - ③	17,458 円	② - ① - ③
3,735,668 円	① + ④	3,808,401 円	① + ④
50,668 円	⑤ - (A) の (ク)	72,733 円	⑤ - (B) の ⑤

10 スライド額の協議

- (1) 算出したスライド額について、発注者から協議書（様式 3-1「賃金及び物価の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項第 1 条第 3 項の規定によるスライド額について（協議）」）により、受注者にスライド額（案）を提示する。

※スライド額を算出した結果、スライド額が請求者負担分を超えない場合は、発注者から協議書（様式 3-2「賃金及び物価の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項第 1 条第 3 項の規定によるスライド額について（協議）」）により、受注者に「スライド額＝0 円」として提示し、協議を行う。この場合においては、変更契約は行わないこととなる。

- (2) 受注者は、異議のない場合は、スライド額協議開始日から 14 日以内に承諾書（様式 4「賃金及び物価の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項第 1 条第 3 項の規定によるスライド額について（承諾）」）により、発注者に提出する。
- (3) スライド額協議開始日から 14 日以内に協議が整わない場合には、発注者がスライド額を決定し、通知書（様式 5「賃金及び物価の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項第 1 条第 3 項の規定によるスライド額について（通知）」）により、受注者に通知する。

11 契約変更

- (1) 原則として、スライド額の決定後、速やかに契約変更の手続きを開始する。
- (2) 契約変更の際において、「労働者への適切な賃金水準の確保について」（別紙 4）を受注者へ渡し、本制度の趣旨をご理解いただき、労働者への賃金水準の引上げ等について適切に対応していただくよう依頼する。

12 契約保証金、延滞金及び違約金

契約保証金、延滞金及び違約金を算定する場合の基準額は、年額相当の金額とし、本制度の適用により契約金額を変更した場合は、次のとおり取り扱うものとする。

ア 契約保証金については、本制度の適用により契約金額を変更した場合であっても、増加額分を増徴しないものとする。

イ 延滞金及び違約金については、契約金額を基に算出するため、本制度の適用により契約金額を変更した場合は、変更後の契約金額を基に算出する。

13 その他

(1) 予算措置について

スライド制度対象業務について、賃金水準の変動が見込まれる場合には、以下を参考に予算要求をすること。

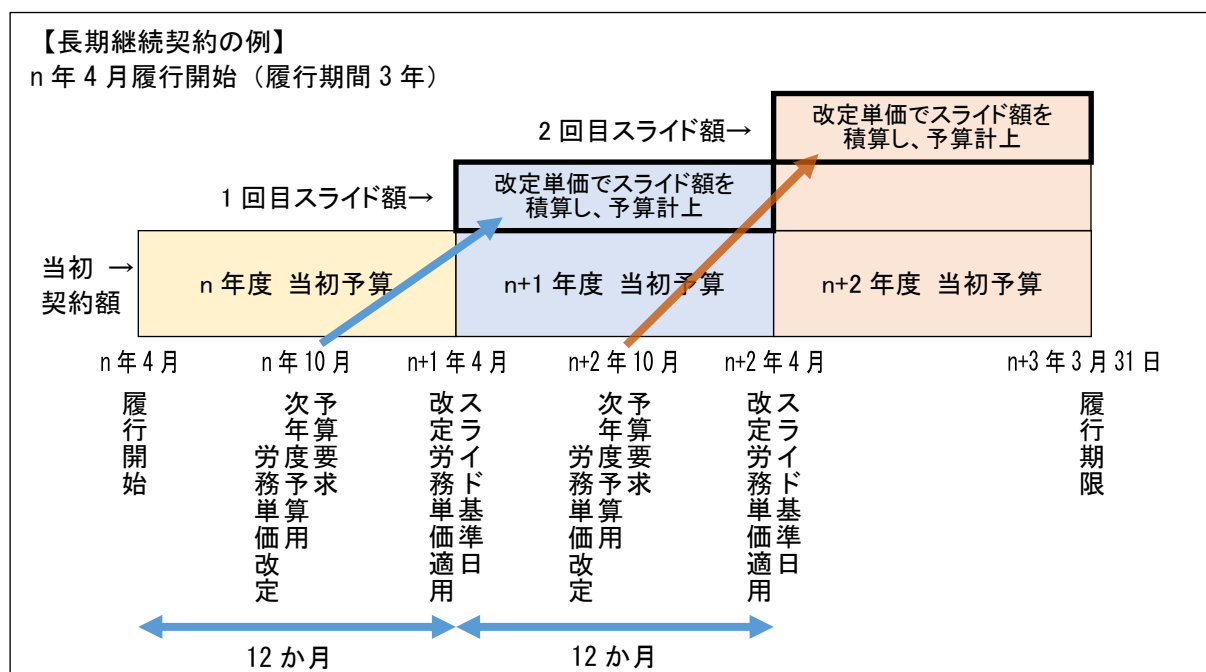
ア 長期継続契約の場合

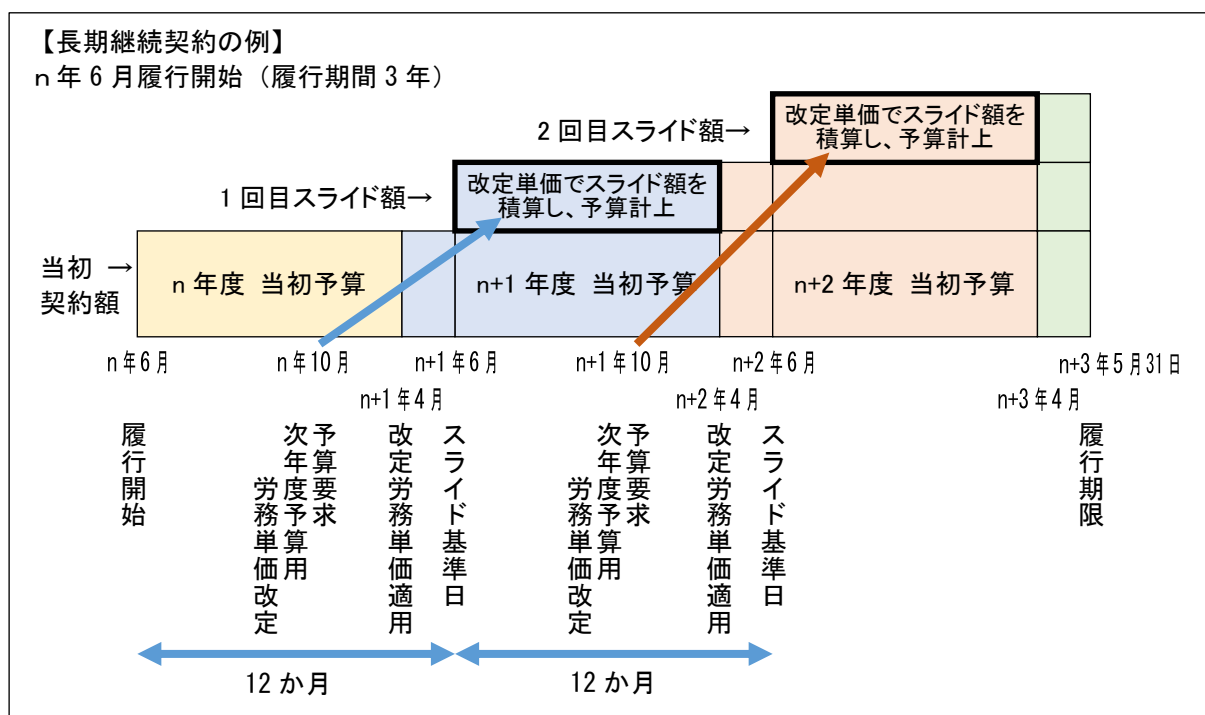
1 年目： 次年度の予算要求の際に、履行開始日から 12 か月経過後の期間は、次年度労務単価に入れ替えて積算することにより、スライド見込額を算出する。このスライド見込額のうち次年度履行分の金額を、当初契約の年度額に金額に加算して予算計上する。

2 年目： 履行開始日から 12 か月経過後にスライド条項を適用した場合には、スライド条項適用時の基準日から 12 か月経過後以降の期間は次年度単価に入れ替えて積算することにより、2 回目スライド見込額を算出し、このうち次年度履行分の金額を 1 回目スライド変更後の契約金額の年度額に加算して予算計上する。

スライド条項の適用がなかった場合には、次年度単価に入れ替えて積算することにより、スライド見込額を算出し、スライド見込額のうち次年度履行分の金額を当初契約の年度額に加算して予算を計上する。

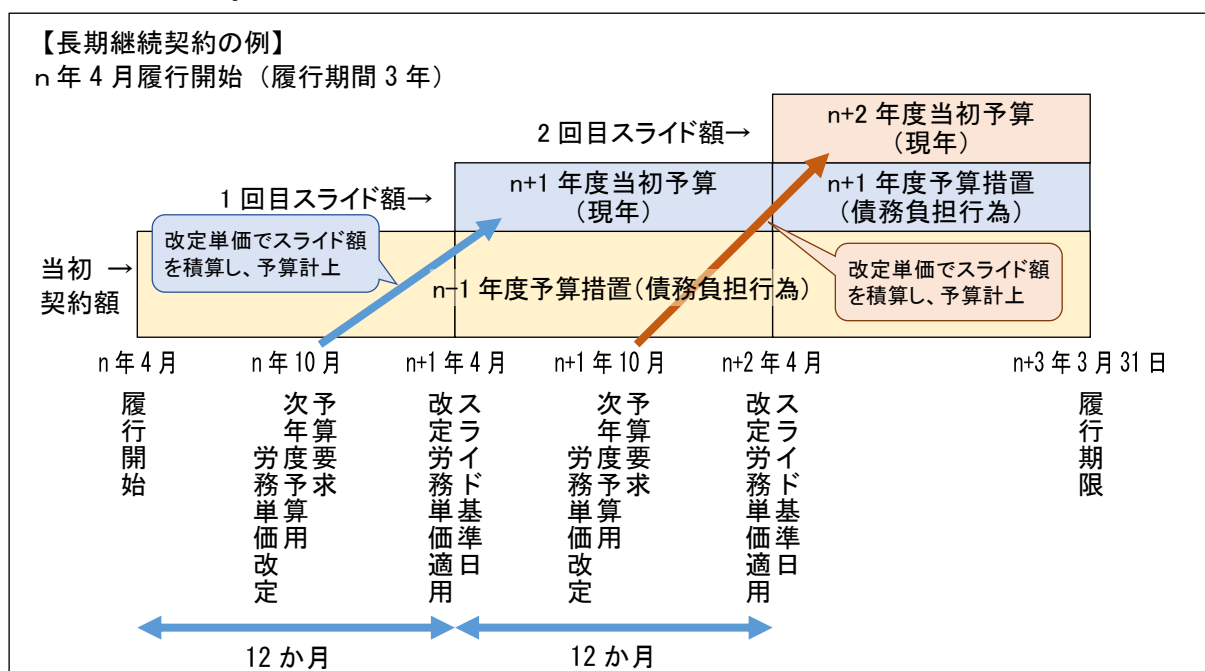
3 年目： 原則、2 年目と同じ。スライド条項を適用しており、次年度にスライド条項適用の見込みがない場合には、現在の契約の内容で予算計上する。





イ 債務負担行為の場合

- 1 年目: 次年度の予算要求の際に、次年度単価に入れ替えて積算することにより、スライド見込額を算出する。2 年目履行分は現年予算で計上し、3 年目履行分は債務負担行為を設定する。
- 2 年目: 上記と同様に、3 年目履行分のスライド見込額を算出し、当初予算に計上する。



※債務負担行為は、予算の内容の一部であり、また契約の締結は予算執行の一部をなすものであるから、会計年度独立の原則により、契約がなされなければその年度終了により当該予算の効力は失効し、その債務負担行為に基づく契約の締結はできない（当該年度 3 月 31 日までに行わなければならない）ことに留意すること。

※参考 浜田市公共工事請負契約約款におけるスライド条項

○浜田市公共工事請負契約約款の例

(1) 浜田市公共工事請負契約約款の条項

(賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更)

全体
スライド

第 26 条 発注者又は受注者は、工期内で請負契約締結の日から 12 月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不相当となったと認めたときは、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。

2 発注者又は受注者は、前項の規定による請求があったときは、変動前残工事代金額（請負代金額から当該請求時の出来形部分に相応する請負代金額を控除した額をいう。以下この条において同じ。）と変動後残工事代金額（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残工事代金額に相応する額をいう。以下この条において同じ。）との差額のうち変動前残工事代金額の 1000 分の 15 を超える額につき、請負代金額の変更に応じなければならない。

3 変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。

4 第 1 項の規定による請求は、この条の規定により請負代金額の変更を行った後再度行うことができる。この場合において、同項中「請負契約締結の日」とあるのは「直前のこの条第 3 項に基づく請負代金額変更の基準とした日」とするものとする。

単品
スライド

5 特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不相当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定によるほか、請負代金額の変更を請求することができる。

インフレ
スライド

6 予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不相当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定にかかわらず、請負代金額の変更を請求することができる。

7 前 2 項の場合において、請負代金額の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。

8 第 3 項及び前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が第 1 項、第 5 項又は第 6 項の請求を行った日又は受けた日から 7 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(2) 浜田市公共工事請負契約約款第 26 条におけるスライド条項の適用区分

項目		全体スライド (第 1 項～第 4 項)	単品スライド (第 5 項)	インフレスライド (第 6 項)
適用対象工事		工期が 12 か月を超える工事 ただし、基準日以降、残工期が 2 か月以上ある工事（比較的大規模な長期工事）	すべての工事 ただし、残工期が 2 か月以上ある工事	すべての工事 ただし、残工期が 2 か月以上ある工事
請負額 変更 の方法	対象	請負契約締結の日から 12 か月経過後の残工事量に対する資材、労務単価等	部分払いを行った出来高部分を除く特定の資材（鋼材類、燃料油類等）	基準日以降の残工事量に対する資材、労務単価等
	受注者の負担	残工事費の 1.5%	対象工事費の 1.0% （ただし、全体スライド又はインフレスライドと併用の場合、全体スライド又はインフレスライド適用期間における負担はなし）	残工事費の 1.0% （浜田市公共工事請負契約約款第 30 条「天災不可抗力条項」に準拠し、建設業者の経営上最小限度必要な利益まで損なわないよう定められた「1%」を採用。単品スライドと同様の考え）
	再スライド	可能 （全体スライド又はインフレスライド適用後、12 か月経過後に適用可能）	なし （部分払いを行った出来高部分を除いた工期内全ての特定資材が対象のため、再スライドの必要がない）	可能

※工事契約の「全体スライド条項」とは

全体スライド条項は、契約締結日から 1 年経過後の未履行分について、最新の労務単価等で計算し直し、当初契約額からの変動額が合理的な範囲を超えた場合、契約当事者からの請求により、その金額を変更するものである。

合理的な範囲（請求者負担分）は、昭和 56 年に中央建設業審議会が、最低限度の利益の確保等を考慮し「未履行分の契約金額の 1.5%」と定め、1.5%を超えた金額を変更している。

この「全体スライド条項」は、国や地方公共団体が発注する工事契約において、広く採用されている。

入札にあたっての注意事項

本件は、「複数年にわたる委託契約におけるスライド条項（賃金水準、物価水準の変動を反映した契約金額の変更）」を適用する契約です。

最低賃金等に一定以上の変動がみられた場合に、2 年目以降の契約金額を変更することができます。

変更金額の算出方法等は、「賃金及び物価の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項第 1 条に係る特記仕様書」に定めるとおりです。

契約変更にあたっては、発注者と受注者で変更金額等について協議を行います。

協議の請求書は、履行開始日から 12 か月経過後（2 回目以降は前回スライドから 12 か月経過後）以降に提出してください。

賃金及び物価の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項第 1 条に係る特記
仕様書

本委託業務は、賃金及び物価の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項第 1 条を適用する契約である。

- 1 本委託業務における直接人件費とは、受注者が本委託業務に直接従事する者に、本委託業務に従事した対償として支払う、労働基準法（昭和 22 年 4 月 7 日法律第 49 号）第 11 条に規定する賃金をいう。

なお、本委託業務に直接従事する者に対する健康保険、厚生年金保険、労働保険等の事業者負担額及び児童手当拠出金等の法定福利費（社会保険等の事業者負担額等の法定福利費の計上費目）は、（例：業務管理費）として計上すること。

※法定福利費は、直接人件費に該当しませんので、スライド対象経費には含まれません。

- 2 本委託業務における賃金水準又は物価水準は、次のものをいう。

(1) 賃金水準

- ☐ 島根県最低賃金（以下「最低賃金」という。）
☐ 労務単価（該当労務単価：_____）

(2) 物価水準

- ☐ 物品の単価（該当物品：_____）
☐ 消費者物価指数 全国（生鮮食品を除く総合指数（以下「物価指数」という。））
☐ 労務単価を基に算出した経費

- 3 本契約の変更金額算出方法は、次のとおりとする。

- ☐ 本市設計書による算出
☐ 受注者から提出された内訳書（以下「受注者の内訳書」という。）による算出
（ただし、人件費については、受注者の内訳書中の直接人件費に、履行開始日時点の最低賃金と、変更請求時の最低賃金を比較した変動率を乗じた値を上限とし、物品費については、受注者の内訳書中の物品費に、履行開始日時点の物価指数と変更請求時の物価指数を比較した変動率を乗じた値を上限とする。）
☐ 本市設計書による算出、受注者の内訳書による算出の併用
(1) ア 労務単価使用項目 _____
イ アに付随する費用の使用項目 _____
(2) 受注者の内訳書使用項目 _____

賃金及び物価の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項

(賃金及び物価の変動に基づく契約金額の変更)

- 第 1 条 発注者又は受注者は、履行期間内で履行期間開始の日から 12 月を経過した後に、日本国内における賃金水準及び物価水準の変動により契約金額が不適當となったと認めたときは、相手方に対して契約金額の変更を請求することができる。ただし、残りの履行期間が第 3 項に定める基準とする日から 2 か月以上ある場合に限るものとする。
- 2 発注者又は受注者は、前項の規定による請求があったときは、変動前委託代金額（契約金額から当該請求時の履行済部分に相応する委託代金額を控除した額をいう。以下この条において同じ。）と変動後委託代金額（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前委託代金額に相応する額をいう。以下この条において同じ。）との差額のうち、変動前委託代金額の 1,000 分の 15 を超える額につき、契約金額の変更に応じなければならない。
- 3 前項の規定による請求があった場合において、当該契約代金額の変更については、請求のあった日の属する月の 1 日（履行期間開始の日が 1 日でない場合において、履行期間開始の日から請求のあった日の属する月の 1 日までの期間が 12 か月に相当する日数を経過していないときは、請求のあった日の属する月の翌月の 1 日）を基準とし、賃金水準の変動等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合にあつては、発注者が定め、受注者に通知する。
- 4 第 1 項の規定による請求は、この条の規定により契約金額の変更を行った後再度行うことができる。この場合において、同項中「履行期間開始の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく契約金額変更の基準とした日」とするものとする。
- 5 第 3 項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が第 1 項の請求を行った日又は受けた日から 7 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(受注者宛)

様

浜田市長

労働者への適切な賃金水準の確保について

浜田市においては、複数年にわたる業務委託の一部について、最低賃金等に一定以上の上昇がみられた場合に、2 年目以降の契約金額を変更できる制度を導入しています。

つきましては、本制度の趣旨をご理解いただき、下記について適切に対応していただきますようお願いいたします。

記

- 1 労働者への賃金水準の引き上げ
- 2 発注者の承諾を得て業務の一部を第三者に再委託した場合は、再委託先の事業者において、労働者の賃金水準の引き上げを行うために必要な額による再委託に関する契約の締結及び労働者への適切な水準の賃金の支払を再委託先の事業者に対し要請する等の特段の配慮

※例

委託費内訳書

業務名	
-----	--

受注者名：

No.	項目	金 額 (円)	内容
1	直接人件費		直接業務に従事する者に係る給与 (法定福利費を除く。)
2	直接物品費		直接業務に従事する者が業務を行うのに必要な物品を消費することによって発生する費用
3	業務管理費		業務を実施するうえで、現場業務を管理運営するために必要な 1 及び 2 以外の費用 ※1
4	一般管理費等		企業を維持経営していくために必要な 1 から 3 まで以外の費用で、一般管理費及び営業利益 ※2
5	合計 (税抜)		1～4 の合計額
6	消費税相当額		5 に対する消費税相当額
7	合計 (税込)		5+6

※1 例示として、総合調整費、福利厚生費、通信交通費、安全管理費、技術管理費等の経費

※2 例示として、役員報酬、従業員給料手当、退職金、法定福利費、福利厚生費、修繕維持費、事務用品費、通信交通費、光熱水費、調査研究費、広告宣伝費、交際費、寄付金、地代家賃、減価償却費、租税公課、保険料等の経費

年 月 日

浜田市長 様

所在地
受注者 商号又は名称
代表者職氏名

賃金及び物価の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項第 1 条第 1 項の規定による契約金額の変更について（請求）

標記の件について、次のとおり申し出ます。

委託名	
契約代金額	円
契約締結日	年 月 日
履行期間	年 月 日から 年 月 日まで

契約代金額が増額となる場合の変更	☐ 希望する ☐ 希望しない
希望基準日	年 月 日

※希望基準日は、原則、この請求を提出する日の属する月の 1 日とする。ただし、履行開始日が 1 日でない場合において、履行開始日からこの請求を提出する日の属する月の 1 日までの期間が 12 か月に相当する日数を経過していないときは、この請求を提出する日の属する月の翌月 1 日とする。

※契約代金額の変更を希望しない場合は、希望基準日の記載は不要。

年 月 日

浜田市長

様

所在地
受注者 商号又は名称
代表者職氏名

賃金及び物価の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項第 1 条第 1 項の規定による契約金額の変更について（請求）

標記の件について、次のとおり申し出ます。

委託名	
契約代金額	当初 : 円 前回変更額 : 円
契約締結日	当初 : 年 月 日 前回変更額 : 年 月 日
履行期間	年 月 日から 年 月 日まで
前回基準日	年 月 日

契約代金額が増額となる場合の変更	☐ 希望する ☐ 希望しない
希望基準日	年 月 日

※希望基準日は、原則、この請求を提出する日の属する月の 1 日とする。ただし、前回基準日からこの請求を提出する日の属する月の 1 日までの期間が 12 か月に相当する日数を経過していないときは、この請求を提出する日の属する月の翌月 1 日とする。
※契約代金額の変更を希望しない場合は、希望基準日の記載は不要。

文書番号
年 月 日

(受注者宛)

様

浜田市長

賃金及び物価の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項第 1 条第 1 項の規定
による契約金額の変更について (請求)

標記の件について、次のとおり申し入れます。

委託名	
契約代金額	円
契約締結日	年 月 日
履行期間	年 月 日から 年 月 日まで

希望基準日	年 月 日
-------	-------

※希望基準日は、原則、この請求を提出する日の属する月の 1 日とする。ただし、履行開始日が 1 日でない場合において、履行開始日からこの請求を提出する日の属する月の 1 日までの期間が 12 か月に相当する日数を経過していないときは、この請求を提出する日の属する月の翌月 1 日とする。

様式 2 (受注者→発注者)

文書番号
年 月 日

(受注者宛)

様

浜田市長

賃金及び物価の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項第 1 条第 3 項に規定する基準日及び協議開始の日について (通知)

年 月 日付けの「賃金及び物価の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項第 1 条第 1 項の規定による契約金額の変更について (請求)」について、賃金及び物価の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項第 1 条第 3 項の規定により、次のとおり基準日を定めるとともに、スライド額の協議を開始します。

委託名	
基準日	年 月 日
協議開始日	年 月 日

様式 3-1 (発注者→受注者)

文書番号
年 月 日

(受注者宛)

様

浜田市長

賃金及び物価の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項第 1 条第 3 項の規定
によるスライド額について (協議)

年 月 日付け「賃金及び物価の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項第 1 条
第 1 項の規定による契約金額の変更について (請求)」について、賃金及び物価の変動に基づ
く契約金額の変更に係る特約条項第 1 条第 3 項の規定による変動前委託代金額、変動後委託
代金額及びスライド額を次のとおりとしたいので、協議します。

なお、ご異議のないときは、回答期限までに承諾書を提出してください。

委託名	
変動前委託代金額	円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税額 円)
変動後委託代金額	円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税額 円)
スライド額	円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税額 円)
契約変更予定時期	☐ 協議が整い次第、速やかに行う。 ☐ 年 月履行分から
回答期限	年 月 日

様式 3-2 (発注者→受注者)

文書番号
年 月 日

(受注者宛)

様

浜田市長

賃金及び物価の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項第 1 条第 3 項の規定
によるスライド額について (協議)

年 月 日付け「賃金及び物価の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項第 1 条
第 1 項の規定による契約金額の変更について (請求)」について、賃金及び物価の変動に基づ
く契約金額の変更に係る特約条項第 1 条第 3 項の規定による変動前委託代金額、変動後委託
代金額及びスライド額を次のとおりとしたいので、協議します。

なお、ご異議のないときは、回答期限までに承諾書を提出してください。

委託名	
変動前委託代金額	円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税額 円)
変動後委託代金額	円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税額 円)
スライド額	0 円 (スライドの適用は認められない。)
理由	スライド額が対象契約金額の 1,000 分の 15 を超えないため
回答期限	年 月 日

様式 4 (受注者→発注者)

年 月 日

浜田市長

様

所 在 地

受注者 商号又は名称

代表者職氏名

賃金及び物価の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項第 1 条第 3 項の規定
によるスライド額について (承諾)

年 月 日付け (文書番号)「賃金及び物価の変動に基づく契約金額の変更に係る特約
条項第 1 条第 3 項の規定によるスライド額について (協議)」により協議があったスライド
額については、次のとおり承諾します。

委託名	
変動前契約代金額	円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税額 円)
変動後契約代金額	円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税額 円)
スライド額	円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税額 円)

様式 5（発注者→受注者）

文書番号
年 月 日

（受注者宛）

様

浜田市長

賃金及び物価の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項第 1 条第 3 項の規定
によるスライド額について（通知）

年 月 日付け（文書番号）「賃金及び物価の変動に基づく契約金額の変更に係る特約
条項第 1 条第 3 項の規定によるスライド額について（協議）」により協議をしましたが、協議
が整わず、年 月 日の回答期限までに承諾をいただけませんでした。

つきましては、賃金及び物価の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項第 1 条第 3 項
の規定により、スライド額を次のとおり定めましたので、通知します。

委託名	
変動前委託代金額	円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税額 円)
変動後委託代金額	円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税額 円)
スライド額	円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税額 円)
変動後委託代金額の 適用時期	☐ 速やかに行う。 ☐ 年 月履行分から ☐ スライド額に増減がないため、適用しない。

【制定・改正履歴】

令和 8 年 4 月 1 日施行

